

梅浦精一の足跡と活動（Ⅲ） —— 連合生糸荷預所および倉庫会社と渋沢栄一との関わり ——

松 本 和 明

要 旨

梅浦精一は、東京商法会議所の書記として、会頭の渋沢栄一のもとで処務に精励し、信頼を獲得した。梅浦は、渋沢から勸奨されて、1881年に創設された連合生糸荷預所の創設および運営の実務を担うこととなった。本稿は、同所の事業展開および渋沢の関わりについて立ち入って検討することを課題とする。加えて、渋沢や安田善次郎および同所関係者が発起し梅浦が実務責任者として参画した倉庫会社の設立過程に関しても考察していく。

キーワード：梅浦精一、渋沢栄一、連合生糸荷預所、商権回復、倉庫会社

はしがき

前稿でも論究したとおり¹⁾、梅浦精一は、東京商法会議所の書記として、初代会頭の渋沢栄一のもとで「真摯勤勉善く事務を処理」し、「深く青淵先生の信任」²⁾を得た。その後、梅浦は「漸次渋沢に用ひられ」³⁾て、連合生糸荷預所と倉庫会社並びに均融会社の創設および運営の実務を担うこととなった。本稿は、これらのプロセスおよび渋沢の関わりについて立ち入って検討することを課題とする。

Ⅰ 連合生糸荷預所の創設

1900年2月に竜門社が編纂・発行した『青淵先生六十年史 一名近世実業発達史 第一巻』には、連合生糸荷預所について次のように記されている（824頁）。竜門社は、1886年に渋沢栄一邸に寄宿する書生たちの勉強会をベースとして創設され、「青淵先生ノ常ニ唱道セラルヽ主義ニ基ヅキ主トシテ商工業者ノ智徳ヲ進メ人格ヲ高尚ニスルヲ以テ目的」⁴⁾として掲げていた。なお、本稿での史料引用には適宜句読点を付する。

1) 「梅浦精一の足跡と活動（Ⅱ）－東京商法会議所の創設および展開と渋沢栄一との関わり－」京都産業大学マネジメント研究会『京都マネジメント・レビュー』第39号、2021年9月。

2) 「梅浦精一君の死去」『竜門雑誌』第286号、1912年3月、68頁（渋沢栄一記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料 第五十二巻』渋沢栄一伝記資料刊行会、1963年、566頁）。「青淵」とは渋沢栄一の名である。なお、煩雑さを避けるため、以下では『渋沢栄一伝記資料』を『伝記資料』と略記する。

3) 実業之世界社編輯局編『財界物故傑物伝（上巻）』実業之世界社、1936年、209頁。

4) 「社則第二条」竜門社発行『竜門社会員名簿』1917年11月、明治大学附属中央図書館所蔵。竜門社は現在の公益財団法人渋沢栄一記念財団のルーツである。

生糸ハ我邦最大重要輸出品ナリ、然ルニ生糸ノ取引習慣外国商館ニノミ便宜ニシテ、我商人ハ甚タ圧制不利ノ地位ニ立テルヲ以テ、之ヲ改良セントノ冀望ヲ懷キシモ、因習ノ久シキ如何トモスルコト能ハサリキ。

明治十四年生糸連合荷預所ノ横浜ニ起リシハ、此因習ヲ改革セン為メノ目的ニ出テタルモノニシテ、内外商人ノ一大衝突トナリタリ、青淵先生ハ此ノ荷預所ノ設立ニ関係シ、内外商人ノ紛議和解ニ至ルマテ頗ル尽力セリ。

明治十四年九月十五日、生糸荷預所ハ横浜本町六丁目八十四番地ニ於テ開業シタリ、頭取ハ渋沢喜作、取締役ハ馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎ナリ、支配人ハ馬越恭平之ヲ兼子、副支配人ハ梅浦精一ナリ、先生及益田孝ハ専ラ謀議ニ賛セリ。

ところで、連合生糸荷預所については、山口和雄氏、海野福寿氏、中川敬一郎氏の先駆的研究に加えて、近年には谷山英祐氏の論文が発表された⁵⁾。本稿では、特に断らないかぎり、同所に関する史実は各氏の成果に依拠している。

周知のごとく、明治以降長きにわたって日本最大の輸出品は生糸であり、その金額は輸出総額の30～40%を占めていた。多くが横浜港を経由しており、同地の売込商が国内各地の荷主から委ねられて居留地に集結している外国商館へ販売していた。他方、輸入品も外国商館を通じてもたらされていた。日本側が直接売買する余地は限られていたのである。

外国商館が生糸の計量・品質検査を内部で専らおこなう一方で費用(手数料)は売込商負担としており、相場変動に際しては契約変更(支払期日の延引)や破棄を繰り返して収益を確保するとともに損失を売込商に負わせるなど、不公平な取引慣行が定着していた。

こうした事態をたいへん憂慮しかつ大きな実害を蒙っていた横浜を代表する売込商が中心となって、1881年6月21日に連合生糸荷預所の設立を決議した。趣意書というべき「設立意見書」は以下のとおりである⁶⁾。商権回復と公正取引に向けての強い決意が読み取れる。

連合生糸荷預所設立意見書

方今、通商日ニ進ミ貿易月ニ熾ナルノ運ニ会シ、苟モ事ニ互市ニ従フ者ハ口ヲ開ケハ皆曰ク、

5) 山口和雄「明治十年代の『資本家』団体—東京商法会議所について—」(『明治前期経済の分析』東京大学出版会、1956年、第7章所収)、同「外商の横暴と生糸輸出商の団結【明治十四年】」(『別冊・中央公論 経営問題 昭和四十年秋季特大号』中央公論社、1965年9月)、海野福寿「横浜連合生糸荷預所事件」(横浜市編集兼発行『横浜市史 第3巻上』1961年、第二編第五章所収)、同『明治の貿易』塙書房、1967年、中川敬一郎「日本の工業化における『組織化された企業者活動』」(経営史学会発行『経営史学』第2巻第3号、1967年9月、15～18頁)、谷山英祐「明治初期横浜居留地の生糸取引における制度とその形成過程—『連合生糸荷預所』の経済的意義—」(社会経済史学会発行『社会経済史学』第74巻第2号、2008年8月)。

6) 前掲『青淵先生六十年史 第一巻』824～826頁。

早ク商權ヲ我レニ復シテ以テ対等ノ利柄ヲ維持スヘシト、殊ニ識ラス、其商權ナルモノハ、全ク無形ノ名ニシテ固ヨリ其ノ所有ヲ界限スヘカラサルハ、其之レヲ委ヌルト復スルトハ唯我レニ在リテ存セルノミニシテ、亦他ノ物品若クハ約款ノ如ク日ヲ刻シ時ヲ限リテ其權利ヲ彼我ノ間ニ授受スヘキモノニアラサルヲ、惟ルニ我邦通商互市ノ開クルヤ、人文未開ノ時ニアリテ吏胥其事ニ精シカラスシテ、法制多ク其ノ宜ヲ失シ、商売其業ニ暗クシテ販鬻常ニ其度ヲ誤ル、或ハ因依約ヲ違フモノアリ、或ハ譎計奸ヲ謀ルモノアリ、遂ニ外人ヲシテ厭忌ノ念ヲ長セシメ、其極我ヲ輕視侮慢シテ百事其簸弄ヲ受クルニ至ル因襲ノ久シキ余弊今尚存シテ、而シテ人視ヲ以テ之ヲ常トスルモノアリ、是レ実ニ商權ノ彼レニ歸スル所以ニシテ、其之レヲ致スモノ固ヨリ我レニ在リト謂ハサルヘカラス、然ラハ則、今ニシテ之ヲ復スルモ亦、唯我カ勉強ニ在テ、能ク其業ニ精シク、其言ニ信アリテ、苟モ旧習ヲ改良スヘキモノアルヲ見ント、敢為之レニ當リ、剛毅之レヲ為スノ氣象ヲ發達スルニ在リテ、決テ空理ヲ論シ虚榮ヲ求ムルノ間ニアラサルナリ、抑モ知識ト資カトハ商勢ノ赴ク所タリト云トモ、今ヤ万邦軌ヲ同フシ、百度揆ヲ一ニスルノ機ニ会シテ、敢テ彼我ノ小軒輕ニ区々シテ以テ進取ノ念ヲ妨碍スヘカラス、是レ我儕カ此ノ連合生糸荷預所ヲ設立セント欲スルノ素志ナリ、若シ夫レ生糸ノ我カ輸出品中最要ノ部ヲ領シテ、而シテ從來其販売ノ方法ニ於テ言フヘカラサルノ悪弊アルカ如キハ世人ノ熟知スル所タルヲ以テ、敢テ此ニ喋々スルヲ須ヒサルナリ、冀クハ同業ノ諸君我儕ノ微衷ヲ諒察シテ賛成スル所アレヨ

約2か月の8月22日の臨時株主総会で役員が選出された。

頭取：渋沢喜作（売込商）

取締役：茂木惣兵衛（売込商「野沢屋」）・原善三郎（売込商「亀屋」）

朝吹英二（貿易商会元締役支配人）

取締役兼支配人：馬越恭平（三井物産横浜支店長）

渋沢喜作は、栄一の従兄で、青年期より苦勞をともした。その後1879年に吉田幸兵衛（「吉村屋」）から経営権を譲り受けたとされる（後に渋沢商店）。

茂木と原は、横浜における売込商の巨頭の二人であった。茂木は第七十四国立銀行頭取・第二国立銀行副頭取・横浜商法会議所常議員、原は第二国立銀行頭取・横浜商法会議所並びに商業会議所初代会頭・横浜市会議長・衆議院議員・貴族院議員など多くの要職を歴任している⁷⁾。

朝吹英二は豊後国下毛郡宮園村（現・大分県中津市）出身で、慶応義塾を卒業後に岩崎弥太郎が

7) 茂木や原の足跡については、横浜開港資料館編『横浜商人とその時代』（有隣堂、1994年）が新書版ながら行き届いた叙述がなされており、必読に値する。

率いる三菱商会に入った。1880年に創設された貿易商会に参画した。同社は生糸や茶などの直輸出を目的に資本金20万円で設立され、社長には早矢仕有的（丸善創業者）、元締役に西脇梯次郎（新潟県小千谷生まれ・慶応義塾卒業・新潟物産会社社長・第四国立銀行および横浜正金銀行取締役）らが就き、三菱の貿易部門というべき存在であった⁸⁾。

馬越恭平は備中国後月郡木之子村（現・岡山県井原市）出身で、阪谷朗蘆が主宰する興讓館で学び、鴻池家で実務経験を積んだのち、益田孝と知り合って三井物産の前身である先取会社に入社した。西南戦争の食料・物資調達や輸送で成果をあげ、元締役（取締役に準ずるポジション）となった。あわせて横浜商法会議所常議員も務めている。その後常務理事に累進したが、1896年に経営再建を担っていた日本麦酒専務取締役に転じた。ライバルであった札幌麦酒および大阪麦酒との経営統合をなし遂げ、1906年に大日本麦酒の初代社長に就いた。帝国商業銀行頭取や南滿州鉄道監事・金剛山鉄道並びに井原笠岡軽便鉄道社長なども歴任した。梅浦が副支配人として補佐したことが馬越の伝記にも記されている⁹⁾。

株主は27名・出資総額は76,000円であった。横浜の主だった生糸売込商に加えて、梅浦と深い関係を有する河瀬秀治が関わることとなる同伸会社（高木三郎）や扶桑商会（子安峻）といった直輸出商および渡辺福三郎（横浜の海産物商）や雨宮敬次郎らも出資した¹⁰⁾。

荷預所の業務は、「定款」などによると¹¹⁾、各地の荷主から出荷された生糸を一括して保管し手数料（蔵敷料）を取り、品質や数量の検査をおこなって荷造りをおこない、外国商館は見本品により契約を取り結んだ後に現金と交換で引き渡しを受ける、売込商が負担を余儀なくされた手数料を廃止して売込口銭を定率化するというものであった。つまり、売込商が一体となって一方的に外商が有利となっていた悪弊を打破しようとしたのである。

懸念すべきは外国商館側の反発に伴う日本側の資金の枯渇ないし欠如であった。これに対して、荷預所が入庫済みの生糸を担保として売込商を通じて荷主に貸し付けた。同所への資金融通は第一国立銀行をはじめ第二国立銀行や三井銀行、さらに横浜正金銀行等が取り計らった。渋沢は、当時の状況について次のように語っている¹²⁾。

不利益極まる取引の習慣を改良しようといふことになつたが、それには随分困難の伴ふことを

8) 朝吹はその後三井に転じ、王子製紙会長・鐘淵紡績専務取締役・三井合名会社専務理事などを歴任した（大西理平編纂『朝吹英二伝』朝吹英二氏伝記編纂会、1928年）。

9) 大塚栄三『馬越恭平翁伝』馬越恭平翁伝編纂会、1935年、81～85頁。

10) 佐野瑛『大日本蚕史 正史』1898年、686～688頁（『伝記資料 第十五巻』70頁）。

11) 前掲『青洲先生六十年史 第一巻』826～831頁。

12) 「生糸経済座談」『竜門雑誌』第475号、1928年4月、89～100頁（前掲『伝記資料 第十五巻』118～120頁）。これにおいて、渋沢は「原善三郎さん、茂木惣兵衛さんといふ人等は生糸については立派な商人であつたから、至つて懇意にしてゐた。殊に第二銀行といふことについては私が第一銀行を造つたから、兄弟分のやうな間柄」（117～118頁）と述べており、注目に値する。

覚悟しなければならず、こちらの要求を容れない場合は大いに奮張る力がなければならぬので、当時大隈さんにある場合には少し金を貸して貰はなければ困るといつたら、いよ～改良が出来るならばやつて見るもよからうといふ内意を受けて取り掛つた。

（中略）

私は事件の首脳者といふ訳ではないが、何しろ勸進元をしたのですから、銀行ではその時何でも六百万円ばかり出しました。今日では六百万円なんかそれ程とも思はぬかも知れぬが、その頃の六百万円といへば今日の何千万円といふものに相当するのですから心配したのも無理はありません。大蔵省に金を貸して貰ふと交渉に行きましたが、大隈さんは既に辞されて松方さんになつてみましたので却々うまく交渉が運びませんでした。（中略）大隈さんに代つた松方さんは堅いことばかり言つてゐて金は出さぬし、糸屋の方からは責められるし、殆んど困り果て泣くばかりにして松方さんを説得して二百万円融通して貰つたのですが、あの時程心配もし苦しんだことは覚えて居りません。（中略）多少とも商権回復の一段階になつたと言つてもよいと思ふ（中略）第一銀行がその資金の融通に専心努めたのでありました。又銀行が地方の製糸家に金を融通するのは直接製糸家にするのではなく、中間に問屋があつて、問屋が借りて地方に、例へば岡谷、片倉とか林組とかいふやうな向に問屋から金を出しその代り荷物は問屋へ持つて来て売る。それで口銭を取るといふやうなことをしたのでありました。

第一国立銀行の荷預所への資金面をはじめとする諸側面のサポートは、渋沢の「尋常一様の貸付を専務とせずして、漸く金融を興産の途に給せんと欲す」¹³⁾との姿勢に基づくものである。

II 連合生糸荷預所の事業展開と渋沢および梅浦の関与

1881年9月1日に連合生糸荷預所は開業式を挙行し、生糸を担保とする荷為替貸付業務を開始した。第一国立銀行・第二国立銀行・三井銀行が、同日から7か月間を期限に、200万円を上限として融資することを決めた。

同月12日の臨時株主総会で15日に開業することを議決した。翌13日付で各外国商館に対して役員連名の「穩便」¹⁴⁾な通知を發している。

これに対して、外国商館側は20日にクラブ＝ゲルマニアで会合を開き、60～70名が参加した。この席上では、いうまでもなく、反対の聲が大半を占めた。翌21日付で三番館のウィルキン・ロビソン（Wilkin & Robinson）を営み、横浜外国人商法会議所議長も務めるA・J・ウィルキン名で「連合生糸荷預所現今ノ規則並ニ状況ニ從ハシ生糸商業上ニ於テ危険アルモノト認メタルヲ以テ該社ヨ

13) 第一銀行八十年史編纂室編『第一銀行史 上巻』株式会社第一銀行、1957年、352頁。

14) 前掲『青淵先生六十年史 第一巻』831頁。

り生糸買取ルコト実ニ不安¹⁵⁾との決議文を發出した。21・23日には、横浜を代表する外商である一番館のジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson & Co.) も含む36の外商が反対を表明する広告を複数の新聞に出した。横浜の外商のほとんどが反対したこととなる。

荷預所は26日付で返書を出した。「本社設立ノ主意タル実ニ生糸ノ品位ヲシテ精良ナラシメ彼我ノ間売買ノ便利ヲ謀リ更ニ相互ノ繁栄ヲ得ルタメニ設クルモノニシテ決シテ他ノ意念ハ無之候」、「危険ト御推慮ノ廉ハ無御隔意御垂示被成下度」、「諸君ニ接スル一朝ノ事ニアラス実ニ従来ノ御懇親ヲ得候」、「独り私共ノ幸而已ニアラス実ニ彼我貿易上ノ幸福ト存候」¹⁶⁾などと述べ、全体として抑制的なトーンかつ相互の協調を強調する内容であった。

しかし、外商側は態度を硬化させ、各地の荷主に対し、不公正な荷預所（「ギルド」と批判）と関わるならば外国の銀行や海運会社は取引を拒絶する一方で直接売買を希望する場合は歓迎すると宣言した。実際、外商は八王子や群馬県の産地との直取引に着手している。これに対し、横浜正金銀行をはじめ荷預所へ資金供給している銀行や東京に本支店が所在する主要銀行、横浜の引取商、群馬・埼玉・福島・長野・静岡・兵庫各県の有力荷主（前橋の共盛社や埼玉製糸会社など）や関係者（若尾逸平が会頭を務める山梨商法会議所や日本生糸商会など）は同所加盟者以外との荷為替組成や取引の拒否を明言し実行に移した。

岩倉使節団のメンバーの一人で海外諸国とのネットワークを有する神奈川県令の野村靖や各国の公使あるいは領事が仲介に入ったものの両者の溝は埋まることはなかった。

こうしたなかで、月が変わって10月10日に、東京商法会議所は、渋沢の発意で、荷預所問題への対応を集中して議論すべく、第十八臨時会議を開催した。渋沢をはじめ副会頭の益田孝や大倉喜八郎ら20名が参集した。

その前後から、渋沢と梅浦との荷預所にかかわる手紙ないし書簡のやり取りが頻繁となった。旺盛に情報共有を進め、具体的な報告や指示がおこなわれていたことが見て取れる。

2日前の10月8日に渋沢は梅浦に以下のような書簡を發し、臨時会の招集を慌ただしく指示している¹⁷⁾。

拜啓 然者横浜生糸荷預り所之紛議ニ付而ハ全般商況ニモ関係シ、商業者之傍觀すへき事ニモ無之様被存候ニ付、其応援打合之為至急臨時會議相催し度、就而ハ来ル十日委員會ニモ有之候間、同日を以て臨時會相催し候積、明日早々更ニ御通知相成候様御取計可被下候
尤も右一条ニ付而ハ殊ニ議題ハ無之候得共、只横浜生糸荷預り所之為メ臨時會相催し候旨を以至急各員へ御報知可被下候

15) 前掲『青淵先生六十年史 第一卷』833頁。

16) 同上書、834～835頁。

17) 荷預所に関わる渋沢から梅浦への書状は、前掲『伝記資料 別巻第三 書簡(一)』の195～199頁に所収されている。煩雑さを避けるため各頁の注記は割愛する。

此段申上度如此御座候 匆々

十月八日

渋沢栄一

梅浦精一 様

尚々本文之事ハ朝益田と打合候得共、御通知延引いたし候ハ不都合ニ候得共、幸十日委員会を思ひ出し候ニ付、急速申上候義ニ

臨時会は冒頭で渋沢がこれまでの経過を説明した後に、参加者どうしの意見交換に入った。様々な意見がだされるなかで、益田および大倉の発言は荷預所の正当性と支援の強化を言及した。特に益田は荷預所の近代的な取引所への改編をも視野に入れていた。その一方で、事態収束の想定の可能性も示唆している。

渋沢は総括として次のように述べた¹⁸⁾。その含意は益田および大倉とほぼ同様といえる。

余輩ハ初ヨリ事ヲ好ム者ニ非ズ、可成平和ニ局ヲ結ハン事ヲ欲スル者ナリ、然レトモ若シ彼果シテ利己主義ニ執拗シテ己レニ利アル以上ハ日本人民ノ困難苦慮顧ミルニ足ラズト為サバ最早平和ノ望ハ絶シタル者ナリ、余輩ハ畢生ノ力ヲ尽クシテ彼ニ抵抗セザルヲ得ザルナリ、嗚呼此度ノ紛議ハ理非何レカニ在ル、若シ夫レ我ニ理アリトセハ之ヲ世界ノ公道ニ訴フルモ可ナリ、豈専横ノ下ニ屈スベケンヤ

最後に、外国貿易事務委員の益田と大倉および松尾儀助（起立工商会社社長）・丹羽雄九郎（西洋酒・唐物商）、さらに清水誠（新燧社社長）を新たに充て、全国の産地関係者や商法会議所、海外の新聞社や商業会議所への告知・通信を彼らに一任すること、加えて「理事本員モ共ニ力ヲ合セ百事荷預所ニ打合セ正理ノ在ラン限りハ之ニ応援スベキ」ことを決めた。前稿で指摘したように、書記は理事本員に含まれるゆえ、梅浦の職責ないし職務が付加されたと理解する必要がある。

10月11日付けとみられる渋沢から梅浦への手紙には「明日午前九時半にて横浜行之事ハ委員へ夫々御通達と存候、其節貴兄ニも御足労被下候方可然奉存候、其御都合ニ可被成候」とあり、早々に渋沢や梅浦らが横浜に赴いたとみられる。

10月13日から17日にかけて、渋沢や梅浦らが内外への通知文および電報の文案の作成や各地からの意見書の調整に注力したことが判明する。

13日付けの渋沢から梅浦への手紙には冒頭に「御回示拜見」、翌14日付けには「昨今荷預り所之

18) 「東京商法会議所要件録」第38号、1881年10月12日（前掲『伝記資料 第十五巻』36～44頁、渋沢の発言は44頁所収）。

為実ニ奔走を極メ申候、今日も夜ニ入歸京、又明日も出港之筈ニ御座候」、「華翰拝見仕候」とある¹⁹⁾。

15日付けの手紙には冒頭に「華翰拝読」、ややあって「素より至急を要し候間、休日なから御配算頼上候」と記されている。後段には段取りの進展とともに、荷預所と外商との可能性を以下のように指摘している。

(前略)

今日も種々同所之為メ奔走心配仕候得共、聊ハ協和手段之途も相生し候ニ付、其中或ハ和解ニも可相成歟と存候辺有之候、併未タ先方之実情確知と申ニハ無之、只貴兄御含迄申上候之ニ反し内地之手配ハ追々結合力相増し、糧食も兵器も充備之工夫相立候ニ付、先以幾分之安心を得申候

(中略)

別紙塗抹之处多く候間、能々御判覽可被下候

(後略)

17日付けの手紙の冒頭には「昨夜ハ御苦勞ニ奉存候」とある。同紙では東京（共同運輸）と横浜の関係者との対立の表面化およびこれについて渋沢喜作と相談したことを記している。東京側が「横浜連中ニ聊も無理之注文申掛候ニハ無之」、「其得失ニハ頓着せず」にもかかわらず、横浜側が「只荷預所ニて取究置候考のミニ執着候様ニ申張候ハ、余り折合共和無之」と厳しく批判している。原善三郎や平沼専蔵と調整をとるよう指示した。

関係者の尽力が功を奏し、荷預所への支持は全国各地の関係者に定着していった。加えて、自由民権運動の隆盛に伴って影響力を高めていた各種の新聞・雑誌が外商の横暴を強く批判するとともに商権回復の必要性を高らかに主張したため、その支持は一般市民にも広がるようになった。

しかしながら、外商は姿勢を変えることはなく、ますます強硬となっていった。さらに、既存の条約に外国人の権利を拡大する内地通商権の付加をも主張しはじめていた。

10月29日に、原六郎（第百国立銀行頭取）と安田善次郎（第三国立銀行・安田銀行頭取）および渋沢が連名で、大阪同盟銀行集会所に対して次のような書簡を發した²⁰⁾。

一翰啓上仕候、各位益御清暢御勤務可被成奉万賀候

陳者横浜生糸荷預所と外国商人との間に相生し候紛議之義ハ爾來諸新聞等ニても御熟知可被成候得共、目下之景況ニてハ外商ハ弥強情ニ我引取商人之仲裁をも拒絶し飽迄荷預所之企望ニ抵

19) 以下に引用する手紙は全て渋沢から梅浦へのものであるが、煩雑となるので表記は省略する。

20) 「渋沢栄一外二名書翰 大阪銀行俱樂部宛 明治一四年一〇月二九日」(前掲『伝記資料 第十五卷』57～59頁)。

抗候様子ニ付、荷預所ニ於ても此末更に持重之方法相立候外無之と決心せし趣ニ御座候、右ニ付而ハ追々同所資本金も欠乏いたし候由ニ付、当地集会所ニ於ても各国立銀行本店丈ケ之集會を催し相応之資金を募り応援之工夫致度。既ニ兩三回会同之上予メ見込相立候間一昨日不取敢拙生輩より貴地第四十式銀行田中君及第十三第三拾式之御兩行へも御照会申上大略口陳仕候義ニ御座候、就而ハ貴方各御行ニも何卒御尽力被下右資本応援之御都合被成下度、此段御依頼申上候也

(中略)

尚々本文之義拙生共より申上候ハ当方各国立銀行本店中之集會にて拙生共臨時委員之選を受候ニ付、一同二代りて御照会申上候義ニ御座候又此資金繰込之見込等ニ於てハ兼而渋沢米一ヨリ第一銀行支店へも詳細私報仕置候ニ付御聞合可被下候

昨夕当方ニても臨時集會相催し応募之金額予メ取究候ニ付其段も電報申上候義ニ候、又外山君ハ安田善次郎へ電報之回答も同夕差上候ニ付御落手被下候事と奉存候、乍序申上候

(後略)

大阪同盟銀行集会所は、同地に所在する銀行の団体として 1879 年立ち上げられた銀行苦楽部に端を発し、81 年に改組された。これらの創設を勧奨したのは渋沢で（80 年に東京銀行集会所初代委員長）、実際に主導したのは第三十二国立銀行総監役の外山脩造である。前稿および前々稿でも指摘したとおり²¹⁾、外山と渋沢および梅浦とは昵懇の間柄であった。東西の人的ネットワークを駆使して、荷預所の資金調達を図ったのである。なお、大阪銀行集会所から東京銀行集会所に対して、10 月 30 日に応諾する旨の電報が発せられている。

この間、荷預所を取り巻く状況は悪化の一途をたどっていった。横浜での滞貨（在庫）が増大し、運転資金の回転が鈍化していた。売込商への影響は軽微であった一方で、地方荷主は荷為替金融の金利負担の拡大により経営状態が総じて危機に陥った。そのため、荷主からの不満ないし批判および直輸出要求が高まった。

さらに、有力メンバーである同伸会社が 10 月 28 日に突如として直輸出をおこない、同日に荷預所から除名されるなど、足並みの乱れが顕著となった。

これに関して、翌 29 日には 2 通を発した。1 通目には「横浜ニ犯則者有之由報知有之候」、「当会議所か夫ニ付相当之処置も考案仕度、就而ハ一寸光来相談被下度」とある。2 通目の冒頭には「過刻ハ御苦勞ニ奉存候」とあり、渋沢喜作からの情報として「同伸会社より今日来頻ニ嘆願申出、高木（三郎社長：引用者）ハ免職之上、同社ハ連合加入之旨種々懇談ニ被及候」と伝えている。かなり混乱していたことが読み取れる。

31 日付けの手紙には冒頭に「過刻之御状拜見仕候、荷預り所中背盟之事ハ今日再加盟之運ニ相成

21) 拙稿「梅浦精一の足跡と活動（Ⅰ）」『京都マネジメント・レビュー』第 38 号、2021 年 3 月。

候よしニ付、其上ニて諸方へ通達候而可然と存候」とあり、事態が落ち着いたことが報ぜられた。注目すべきは、その後段に梅浦の職務について重要な指示がなされたことである。

貴兄荷預所へ御任之事、昨日同姓（渋沢喜作：引用者）、馬越等々改而申談有之候間、一応掛合書相廻し呉候様相答置候、先方一同之企望ニ出候よしニ付、近々其都合ニ至候ハ、会議所之方ハ篤と御相談可申上候
(後略)

梅浦に対して、会議所の業務をセーブして荷預所をメインとするよう命じたのである。これは、後述のように、遠からず着手すべきと構想していた外商との交渉およびその要務に充てることを渋沢が意図したうえでの差配とみるのが至当であろう。

III 連合生糸荷預所と外国商館との和解

事態のますますの悪化を苦慮していた渋沢や益田は現実的対応に舵をきり、外商との和解交渉に向かっていった。これにあたっては、アメリカ公使のジョン・ビンガム（John A. Bingham）の姿勢に注目する必要がある。ビンガムはかたくなな外商に対して冷静であり、外商側から要請があっても積極的にコミットすることはなかった。渋沢らはこうした情報を入手し、收拾の余地ありと判断したと推察される。他方、10月中旬に引取商の木村利右衛門や中村惣兵衛らがウィルキンと会談をおこなっていたことも留意しておきたい。

11月1日に渋沢および益田とビンガムとが非公式に面談し、荷預所と外商との間を取りなすことで一致した。翌2日にはビンガムの斡旋により、渋沢および益田とウィルキンおよびT・ウォルシュ（二番館：ウォルシュ・ホール商会）とがアメリカ公使館で会食し、和解の方法について「熟談」した。渋沢らは荷預所と同等の機能をもつ共同倉庫（中央生糸市場）の設置を主張した。ウォルシュらは難色を示し、議論を重ねた末、共同倉庫立ち上げは今後努めるとし、それまでは外商の倉庫へ引き込んで預り証書および火災保険証書を発行して取引をおこなうことで一致した。双方は「此ノ趣旨ヲ以テ紛議ノ和解ニ尽力スルコトヲ約シ」²²⁾ たのである。

その後の荷預所と外商との調整はシビアなものとなったが、前述の木村や中村および堀越角次郎ら10名が間に入った。さらに荷預所の関係者間（売込商と地方荷主）、外商間の意思統一が難航し、それぞれ分裂の危機に直面した。前者は全役員が、後者はウィルキンが収束に向けて奔走した。

これらが奏功して、11月17日には両者の妥結が実現し、「和解約款」を取り交わすに至った。その内容は、共同倉庫の創設、生糸は見本と同一品を渡すこと、倉庫創設までは売込商は生糸を外商

22) 前掲『青淵先生六十年史 第一巻』849頁。

の倉庫に持ち込み、外商は預り証書と火災保険証書を渡すこと、取引にあたり双方記名の約定証書を取り交わし、証書には代価と検査時間、加えて売込商より至当な品質の生糸を渡す旨を記載すること、公平な斤量掛け渡しをおこなうこと、紛議が生じた場合は双方から一人あるいは数人の裁判人を選んで、その決定に従うことの6点であった。翌18日から約2か月ぶりに取引は正常に戻るこゝとなつた。これにあたり、荷預所は以下のような告知文を發表した²³⁾。この間の活動報告とその総括をおこなつたのである。

和解報道

本年九月十五日当生糸荷預所改行以来当港外国生糸商人トノ間ニ生シタル葛藤ノ儀ハ、要スルニ従来生糸取引上ニ就キ外商ノ専横ヲ抑制シ、其弊害ヲ矯正シテ以テ公平至当ノ売買方法ヲ定メントス。然ルニ外商ハ飽迄旧慣ヲ保守シ我荷預所ノ規則ニ從テ之ヲ買ハサルヘシト云フニ起リタルモノニシテ、我輩決シテ争ヲ求ムル者ニアラズト雖モ、万一此ノ挙ニシテ蹶蹴スルカ如キコトアルニ於テハ、我邦ノ商權ハ幾ント回復スルノ期ナカルヘク、実ニ貿易上ニ於テ不爾容易ナラ關係ヲ有スル儀ト思惟シ、終ニ之ニ応スルノ策ヲ施シ、正理ニ依リ公道ニ訴ヘ飽迄其目的ヲ達センコトヲ計画シタルニ、幸ヒ各地有志者ハ皆挙テ此ノ挙ヲ賛成セラレ之レヲ今日ニ維持スルヲ得タリ。然ルニ当港引取商諸氏ハ此ノ紛議ノタメ内外商業上ニ云フヘカサルノ損害ヲ生センコトヲ憂ヒ、彼我ノ間ニ媾和ヲ申込マレタルニ、外商モ亦漸ク我輩ノ主唱スル処果シテ正義ニ違ハサルヲ知り、終ニ諸氏ノ仲裁ヲ容レ、別紙約定書ノ如ク昨夜外商ノ總會ニ於テ之ヲ承諾シタルニ依リ、今十八日ヨリ此ノ約款ニ基キ彼我ノ間取引ヲ開クニ至レリ。嗚呼此ノ挙ヤ我輩不肖其局ニ當リ日夜汲々其事ニ從フヲ怠ラント雖モ、各地有志諸君ノ賛成微カリセハ焉ソ今日ノ如キ結果ヲ見ルヲ得ンヤ。今ヤ媾和ノ顛末ヲ報道スルニ當リ、我輩謹テ其厚志ヲ鳴謝スルコト如此。頓首謹言。

明治十四年

連合生糸荷預所

渋沢は、11月23日に第一国立銀行釜山支店主任の大橋半七郎に宛てた書簡のなかで和解について言及している²⁴⁾。

(前略)

横浜港生糸売込方ニ付外商との紛議ハ九月十五日を差起り種々之面倒を生し一時ハ大葛藤ニ及候ニ付、本店杯モ荷預所応援之為巨額之貸出金も取扱、拙生ハ時々出港相談もいたし中々尽力仕候処、幸ニ本月ニ入候而外商も少々挫屈いたし、其間引取商連中之中裁ニテ漸和解行届昨今

23) 前掲『青洲先生六十年史 第一卷』852～853頁。

24) 前掲『伝記資料 第十五卷』100頁。

ハ平時之如く取引候訳ニ相成申候、乍去生糸景気ハ外国相場割合よりハ内商之気配強く候故先薄取引ニ候、夫故ニ目下生糸之為メ金融ハ世話敷姿ニ御座候、而して円銀も之ニ関し何分低下と申様子ハ無之候、併前文之葛藤程克折合候ハ大幸福にて尽力之甲斐有之候、委細ハ新聞紙ニも縷述候ニ付文略仕候
(後略)

大橋は、朝鮮半島初の拠点である釜山支店(1878年6月開設)および元山津出張所(81年5月開設)の実務を統括していた。渋沢にしては珍しく、29歳の新進気鋭かつ信頼をおいていた若手従業員に心中を吐露したのである。大橋はその後、高岡出張所(87年6月開設)主任、釜山支店主任を経て、渋沢の勧めを受けて96年に高岡共立銀行支配人に就いた(1902年に常務取締役役に昇格)。大橋は同行の成長を主導するとともに北陸信託取締役や高岡理化学工業監査役および高岡商業会議所議員なども務め、同地の産業発展に貢献した²⁵⁾。なお、同行は現在の北陸銀行のルーツである。

東京商法会議所の後身である東京商工会議所が1938年に刊行した『東京商工会議所六十年史概要』(森田草平執筆)は、会議所として本来の要務ではなかったと留保はしつつも、「最も華々しい対外的活動を演じた」、「我国全般の商権擁護のために活動した事実は永く銘記されて然るべき」(15～16頁)と高く評価している。

生糸荷預所は総じて成果に乏しく、渋沢らとともに立ち回った梅浦の活動が報いられたとは言いがたい。しかし、持ち前の豊かな英語力や調整力、実務能力を駆使して、未曾有の「修羅場」に対峙し、最終的に外商との妥結に持ち込むとともにその間に関係者間を取り結び、さらに商権回復の重要性を社会に喚起できた経験は、梅浦のキャリア形成に大きく寄与した。渋沢からの信用ないし信頼がさらに増したのは言うまでもないことであろう。

IV 倉庫会社および均融会社の創設

1900年2月に竜門社が編纂・発行した『青淵先生六十年史 一名近世実業発達史 第二巻』には、倉庫会社に関して次のように記されている(314頁)。

倉庫会社ハ明治十五年十一月、梅浦精一、朝吹英二、原善三郎等ノ創立ニ係ル、其資本金六万五千円、其目的ハ東京及横浜ニ倉庫ヲ建テ一般商品ノ保管預リヲナスニアリ、青淵先生ハ同社ノ株主ナリ、然ルニ経営意ノ如クナラス、意外ノ損失ヲ生シ明治十八年解散セリ

25) 北陸銀行調査部百年史編纂班編『創業百年史』株式会社北陸銀行、1978年、393～408頁、高岡商工会議所百年史編纂室編『高岡商工会議所百年史』高岡商工会議所、1997年、122～125頁。なお、高岡共立銀行と大橋および渋沢との関わりについては別稿を予定している。

倉庫会社並びに均融会社に関しては、海野福寿氏および由井常彦氏による貴重な業績がある²⁶⁾。以降の叙述は、特に断らないかぎり、両氏の成果に拠っている。

先述した連合生糸荷預所と外国商館との和解条件の1つである共同倉庫の創設は、折からの不況による生糸および銀貨市場の低迷と価格の下落に加えて売込商、外商ともに概して消極的であったために遅々として進まなかった。1882年3月13日に開催された荷預所の臨時株主総会でその創設がようやく議決された。

この一方で、渋沢は早くから倉庫業に興味を抱き、1877年11月に自らが会頭を務める択善会（銀行の業界団体）の会合でその創始を提起した。81年7月には東京銀行集会所（択善会の解散後に新設）委員長として倉庫業に関連が深い手形法規の制定を大蔵省に建議した。明治政府はその必要性を理解し、82年6月に公布された日本銀行条例に手形の再割引が盛り込み、同年12月には為替手形・約束手形条例を公布している。

荷預所は第一・第二国立銀行および三井銀行に対して倉庫創設計画への融資を要請したものの各銀行は応じなかった。その代替案として渋沢の起業計画に参画することを提起した。

渋沢はこれを受け入れ、さらに倉庫業に関心を持ち自ら立ち上げを構想していた安田善次郎も加わることとなった。そして、1882年7月28日に「倉庫会社創立之儀ニ付願書」を東京府知事の芳川顕正へ提出した。渋沢が出願総代人、安田および三井宸之助（三井銀行社員）・原六郎・山中麟之助（第三十二国立銀行取締役東京支店支配人）・渡辺治左衛門（日本橋の肥料商・第二十七国立銀行頭取）・杉山勸・川村伝衛（第三十三国立銀行頭取）・藤平重資、原善三郎と茂木惣兵衛が発起人となった。後に塩谷良翰が加わっている²⁷⁾。なお、第三十二国立銀行の実質的なリーダーであったのは外山脩造であり、外山も手形流通や倉庫業の重要性を明確に認識していた。

倉庫会社は資本金30万円で、本社を東京府深川区小松町2番地、支社を横浜に置き、営業目的は「他人ノ所有貨物ヲ我カ管理ノ倉庫ニ預リ、公正ナル預リ証券ヲ発付シ、其保管料及手数料ヲ收受スル」（定款第四条）と保管業を明示している。寄託商品は米・大小麦・大小豆、繰綿・舶来綿・舶来木綿糸・生糸・木綿糸・その他付属品、砂糖類、和洋紙類、和洋地鉄・丁銅荒銅類および米粕・油粕、塩、糠、生蠟、麻であった。

倉庫会社に資金を融資することを目的として、同社と同一メンバーで、82年10月7日に「均融会社創立之儀ニ付願書」を東京府知事に提出した。資本金は6万円で、本社を深川区佐賀町2丁目18番地、支社を横浜に置き、営業目的を「倉庫会社ヨリ発付シタル貨物預リ証券ニ限り、抵当貸付ヲ為スル」（定款第7条）と掲げた²⁸⁾。

26) 海野福寿「倉庫業の発展」（横浜市編集兼発行『横浜市史 第4巻上』1965年、第二編第五章第二節所収）、由井常彦「倉庫業の創設者としての渋沢栄一と安田善次郎」（公益財団法人渋沢栄一記念財団渋沢史料館編集・発行『澁澤倉庫株式会社と渋沢栄一～信ヲ万事ノ本ト為ス～』2012年所収）。

27) 「回議録」第二類・会社 明治一五年ノ三、自八月至一〇月（『伝記資料 第十四巻』295～306頁）。

28) 同上書、306～312頁。

倉庫会社は82年9月2日、均融会社は10月18日に認められ、共に11月7日に営業を開始した。渋沢の推薦で、実務担当者として、前社の取締役の小島信民、後社の取締役頭取に勝部静男、両社の取締役支配人に梅浦が就いた。渋沢と安田が両社の相談役となった。

(未完)

Entrepreneurship and Management of Seiichi Umeura (Part III)

Kazuaki MATSUMOTO

ABSTRACT

Seiichi Umeura, as the secretary of the Tokyo Chamber of Commerce, worked hard under the chairman, Eiichi Shibusawa, and gained trust. Umeura was encouraged by Shibusawa to take charge of the establishment and operation of the Union Raw Silk Depository, which was established in 1881.

The subject of this paper is to delve into the business development of the site and the relationship with Shibusawa. In addition, we will consider the process of establishing a warehouse company that was initiated by Shibusawa, Zenjiro Yasuda, and related parties in the same place, and Umeura participated as the person in charge of business.

KEYWORDS: Seiichi Umeura, Eiichi Shibusawa, Union Raw Silk Depository, Restoration of Commercial Rights, Warehouse Company

